

# 直近の税制改正の概要について

～法人事業税・法人住民税(法人府民税・法人市町村民税)の申告をされる方へ～

## 1. 【重要】電気供給業を行う法人の課税方式の変更について

令和2年度税制改正により、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、電気供給業のうち小売電気事業等又は発電事業等に係る課税方式及び税率が改正されました。資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人(特定目的会社、投資法人、一般社団法人及び一般財団法人を除く)にあつては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、それ以外の法人にあつては収入割額及び所得割額の合算額によって税額を計算します。税率については、税率表をご覧ください。この場合の特別法人事業税の税額は、基準法人収入割額に40%を乗じて得た金額となります。

また、電気事業法改正により、新たな事業類型として「配電事業」及び「特定卸供給事業」が創設されました。これに伴い、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から下表の課税方式により税額を計算することとなります。

【課税方式】	資本金の額又は出資金の額	令和2年4月1日以後に開始する事業年度	令和2年3月31日までの間に開始する事業年度
小売電気事業等 発電事業等 特定卸供給事業 (※1)	下記以外の法人	収入割+所得割	収入割
	1億円超の普通法人 (※2)	収入割+付加価値割+資本割	
上記以外の電気供給業(※1)		収入割	

※1 配電事業及び特定卸供給事業は令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用

※2 特定目的会社、投資法人、一般社団法人、一般財団法人を除く

## 2. 【重要】大法人等の法人住民税・法人事業税に係る電子申告の義務化について

平成30年度税制改正により、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、大法人等に対して、電子申告による法人府民税・法人市町村民税・法人事業税の申告書及び添付書類等の提出が義務づけられました。法人税においても同様の改正が行われています。



電子申告がなされない場合には、不申告として取り扱われますので、ご注意ください。  
現在、電子申告(eLTAX)をまだご利用でない法人様は、ご注意願います。



提出義務のある添付書類(外形標準課税適用法人及び収入金額課税法人における貸借対照表及び損益計算書等)も電子申告する必要があります。

### 対象法人

次の内国法人が対象となります

- ① 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ② 保険業法に規定する相互会社
- ③ 投資法人
- ④ 特定目的会社

平成31年度税制改正により、以下のとおり提出方法の拡充や宥恕措置が講じられました。

- 申告書添付書類を光ディスクや磁気テープ等により提出することが可能。
- 電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子申告が困難と認められるときは、地方団体の承認を受けて(税務署の承認を受けたときは、法人税の申告書を書面により提出することについての申請書を所轄税務署長に提出したことを明らかにする書類を提出して)申告書を書面で提出が可能。
- eLTAXに障害が発生したことに伴い、多くの納税者が期限までに申告をすることが困難と認めるときは、総務大臣が告示した期間において書面で提出が可能。

### eLTAXについて

電子申告(eLTAX)の利用開始や具体的な利用方法等については、eLTAXホームページをご覧ください。

⇒ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAXご利用に際して、ご不明な点がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

⇒ <https://eltax.custhelp.com/>

### 3. 付加価値割における賃上げ・設備投資促進税制の見直しについて

令和3年度税制改正により、法人事業税付加価値割における従来の「賃上げ・設備投資促進税制」が、「人材確保等促進税制」へ見直されることに伴い、適用要件が改正されました。令和3年4月1日以後に開始する事業年度から、適用要件が以下のとおりとなります。

**見直し内容** ※ 以下の計算は原則として法人税の例によります

	賃上げ・設備投資促進税制 (令和2年4月1日以降に開始する事業年度)	人材確保等促進税制 (令和3年4月1日以降に開始する事業年度)
適用要件	適用事業年度の継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が3%以上であること (継続雇用者給与等支給額 ≥ 継続雇用者比較給与等支給額 × 103%)  適用事業年度の国内設備投資額が減価償却費の総額の95%以上であること	新規雇用者給与等支給額から新規雇用者比較給与等支給額を控除した金額の新規雇用者比較給与等支給額に対する割合が2%以上であること (新規雇用者給与等支給額 ≥ 新規雇用者比較給与等支給額 × 102%)  ※設立事業年度、解散(合併による解散を除く)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。

#### 控除額計算

労働者派遣を行っている場合、非課税・収入金額課税事業を併せて行っている場合等においては、別途、調整措置があります。

$$\text{付加価値割からの控除額} = \text{※控除対象新規雇用者給与等支給額} \times \left( \left( \text{報酬給与額 (別表5の2①)} - \text{雇用安定控除額 (別表5の2⑨)} \right) \div \text{報酬給与額 (別表5の2①)} \right)$$

※控除対象新規雇用者給与等支給額＝国内新規雇用者(個人の国内雇用者のうち当該個人の有する国内の事業所に勤務することとなった日から1年を経過していないもの)に支給する給与等の支給額をいう。  
ただし、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額が上限となる。

### 4. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の控除額等の変更について

令和2年度税制改正により、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の適用期限や税額控除率等が変更されました。改正内容については下記のとおりです。

#### 改正内容

- 適用期限が5年間延長(令和7年3月31日まで)されました。
- 税額控除の割合が引き上げられました。詳細は下記「控除額計算」を参照。
- 上記の他、認定手続きの簡素化や寄附時期の制限の緩和等の措置も行われております。詳細は企業版ふるさと納税ポータルサイトをご覧ください。

企業版ふるさと納税ポータルサイト [http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kigyuu\\_furusato.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kigyuu_furusato.html)

#### 控除額計算

##### 【控除上限額】

- 法人事業税…法人事業税額の20%
- 法人住民税…法人住民税法人税割額の20%
- 法人税…法人税額の5%

【控除額】	令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間に開始する事業年度	令和2年4月1日から開始する事業年度
法人事業税	寄附金額の10%	寄附金額の10%	寄附金額の20%
法人住民税 (法人税割)	寄附金額の20% 〔道府県分:5% 市町村分:15%〕	寄附金額の20% 〔道府県分:2.9% 市町村分:17.1%〕	寄附金額の40% 〔道府県分:5.7% 市町村分:34.3%〕
法人税	寄附金額の20%のうち法人住民税で控除しきれなかった分を控除 (寄附金額の10%が限度)	寄附金額の20%のうち法人住民税で控除しきれなかった分を控除 (寄附金額の10%が限度)	寄附金額の40%のうち法人住民税で控除しきれなかった分を控除 (寄附金額の10%が限度)

#### 注意事項

- 寄附金額が10万円未満の場合は控除対象外となります。
- 主たる事務所が立地する地方公共団体に対する寄附は控除対象外となります。
- 東京都、23特別区、一部の市町村に対する寄附は控除対象外となります。
- 2以上の都道府県又は2以上の市町村に事務所を有する法人は、以下のとおり各都道府県又は各市町村ごとの控除額を按分して算出します。
  - ◆ 法人事業税…課税標準の分割基準をもとに按分(按分後の控除額は1円単位で算出)
  - ◆ 法人住民税…課税標準の分割基準(従業者数)をもとに按分(按分後の控除額は1円単位で算出)

## 5. 法人事業税等の申告における押印制度の廃止について

令和3年度税制改正により、令和3年4月1日以後に提出する地方税関係書類(申告書、更正請求書等)における押印制度が廃止されました。法人税においても同様の改正が行われています。  
また、京都地方税機構様式の法人設立・異動等届出書や休業届出書においても同様に押印が不要となりました。

## 6. 国・地方を通じた財務諸表の提出のワンスオンリー化について

令和2年4月1日以後に終了する事業年度から、外形標準課税対象法人(期末における資本金又は出資金の額が1億円を超える法人)又は収入金額課税法人が、法人税の電子申告の際に貸借対照表及び損益計算書を電子申告により添付した場合には、法人事業税の申告において当該資料の添付があったものとみなされることになりました。

## 7. 外国子会社合算税制等の見直しに伴う税額控除の創設について

平成30年度税制改正により、外国子会社合算税制により親会社への所得の合算をされた外国子会社が支払った所得税、法人税、法人住民税等の額のうち、合算された所得に対応する金額について、法人税及び地方法人税から控除しきれなかった金額を法人住民税法人税割から控除する制度が創設されました。

具体的には、外国関係会社の平成30年4月1日以後に終了する事業年度に係る控除対象所得税額等相当額につき、法人税及び地方法人税から控除しきれない金額がある場合に、順次、法人都道府県民税法人税割、法人市町村民税法人税割から控除することとなりました。

なお、既存の外国税額控除と異なり、新たな税額控除制度には控除限度超過額や控除余裕額の繰り越しといった仕組みはありませんので、ご注意願います。

## 8. ガス供給業に係る収入金額課税方式の見直しについて

平成30年度税制改正により、平成30年4月1日以後に開始する事業年度から、ガス中小事業者(規制料金の対象外で、20万キロリットル以上のLNG基地を保有していない事業者)が行う製造及び小売に係る事業について、従来の収入金額課税から所得金額課税に変更され、資本金1億円を超える場合は所得割、付加価値割、資本割による外形標準課税が適用されることとなりました。また、導管事業と小売事業(経過措置対象事業者を除く)を併せて行っている場合は、導管部門については収入金額課税により、小売部門については所得金額課税(資本金1億円を超える場合は、所得割、付加価値割、資本割による外形標準課税)により課税されることとなりました。

## 9. 法人設立異動等届出書への登記事項証明書の添付について

平成29年度税制改正により、税務署あてに提出する法人税の法人設立届出書等へは登記事項証明書の添付が不要となりましたが、京都地方税機構あてに提出する法人設立異動等届出書には、引き続き添付が必要となりますので、ご注意ください。

## 10. 欠損金の繰越控除制度の改正について

### ①平成28年度税制改正分

中小法人等(普通法人のうち資本金又は出資金が1億円以下の法人等)を除く法人に係る欠損金繰越控除制度が見直されました。

#### ○ 欠損金の繰越控除限度額の段階的引き下げ措置

平成28年度税制改正による見直し後の控除限度額		
中小法人等 を除く法人 (※)	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに 開始する事業年度	控除限度額は繰越控除前所得金額の65%相当額
	平成28年4月1日から平成29年3月31日までに 開始する事業年度	控除限度額は繰越控除前所得金額の60%相当額
	平成29年4月1日から平成30年3月31日までに 開始する事業年度	控除限度額は繰越控除前所得金額の55%相当額
	平成30年4月1日以後に開始する事業年度	控除限度額は繰越控除前所得金額の50%相当額

※ 更生手続開始決定等の一定の事実が生じた法人や新規設立法人の一定の事業年度は除く

#### ○ 欠損金の繰越期間の延長措置

平成28年度税制改正による見直し後の繰越期間	
平成30年4月1日以後に開始する事業年度	欠損金繰越期間を10年間に延長

### ②令和3年度税制改正分

産業競争力強化法上の事業適応計画の認定を受けた企業に対して、コロナ禍の影響を受けた2年間に生じた欠損金額について、その計画に従って行った投資額の範囲内で、最大5年間、繰越欠損金の控除限度額を最大100%とする特例が創設されました。

◆制度に関する詳細なお問い合わせは、下記までご連絡ください◆

(連絡先) 京都地方税機構 法人税務課 TEL:075-417-1160

◆規則様式のダウンロードは京都府HPの「府税ダウンロードサービス」をご活用ください◆

(リンク先) <http://www.pref.kyoto.jp/zeimu/11600008.html>